

代表選手細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本コントラクトブリッジ連盟（以下「連盟」という）が、代表選抜規則第7条第3項に基づき、国際試合日本代表のキャプテン及び選手の任務、役割について定めることを目的とする。

2 キャプテン及び選手はその任期の間、この細則を遵守し、チーム成績・順位の向上に努めるとともに、日本代表としての自覚と責任をもって行動しなければならない。

第2章 キャプテン

(責任及び権限)

第2条 キャプテンは当該国際試合における円滑な大会運営のために選手を統制する権限を持つとともに、選手を代表して大会主催者との全ての連絡、折衝に責任を持つ。

2 キャプテンはチームの運営に著しく支障をきたすと判断した場合は、選手の差し替えを理事会に上申することができる。

(任期)

第3条 キャプテンの任期は、任命された日から、第4条第3項に定める任務を完了するまでの間とする。

(任務)

第4条 キャプテンは当該国際試合に出発するまでの間に、以下の各号に定める任務を遂行する。

- (1) 練習会の設定
- (2) 試合要項の確認及び選手への周知
- (3) 各ペアのサマリーの確認及び期限内の主催者への提出
- (4) 対戦相手のサマリーの入手及び選手への配布
- (5) 必要に応じ、ディフェンシブ・ビッドの準備及び選手への周知
- (6) 十分な余裕をもった旅行計画の作成
- (7) 各選手の開催地への到着日時及び宿泊ホテルの確認

2 キャプテンは当該国際試合の開催地へ到着後、以下の各号に定める任務を遂行する。

- (1) 各選手が予定通り到着していることの確認
- (2) キャプテンズ・ミーティングへの出席及びその内容の選手への伝達
- (3) 各試合の開始時間及び会場の周知徹底
- (4) 各試合への参加ペアの決定
- (5) ラインアップの期限内の提出

- (6) 試合結果の相手との確認及び期限内の報告
- (7) 出場者を決定するための各ペアの調子の把握
- (8) 上告を行うか否かの判断及び上告用紙の提出
- (9) 上告委員会への出席
- (10) スコアラーの確保
- (11) 会場のピジョン・ボックス（資料配布箱）の定期的な確認

3 キャプテンは当該国際試合を終えて帰国後、以下の各号に定める任務を遂行する。

- (1) 報告書の作成
- (2) 会報原稿の作成

第3章 選手

（任期）

第5条 選手の任期は、選抜試合の結果により代表に指名されてから、第6条第3項に定める任務を完了するまでの間とする。

（任務）

第6条 選手は当該国際試合に出発するまでの間に、以下の各号に定める任務を遂行する。

- (1) キャプテンの設定した練習会への参加
- (2) 試合要項の確認
- (3) サマリーの準備及び期限内のキャプテンへの提出
- (4) 対戦相手のサマリーの確認及びディフェンシブ・ビッドの準備
- (5) キャプテンの設定した練習会以外での練習
- (6) 十分な余裕をもった旅行計画の作成
- (7) その他、全てのキャプテンの指示の遵守

2 選手は当該国際試合の開催地へ到着後、以下の各号に定める任務を遂行する。

- (1) キャプテンズ・ミーティングの内容の確認
- (2) 各試合の開始時間及び会場の確認
- (3) キャプテンの指示通りの試合への参加
- (4) 試合要項の遵守
- (5) その他、全てのキャプテンの指示の遵守

3 選手は当該国際試合を終えて帰国後、以下の各号に定める任務を遂行する。

- (1) 報告書の作成

附則

この細則は、2012年4月1日以降に募集する代表選抜試合により決定された日本代表に適用する。

変更履歴

2007年4月制定

2012年7月改正

2017年4月1日改正(規則類整備により規則から細則に変更および第1条に連盟の定義を追加)